

# 水産関係民間団体事業実施要領(抜粋)

平成10年4月8日付け10水漁第944号  
農林水産事務次官依命通知  
最終改正 平成27年4月9日付け26水港第4028号

## 第1 趣旨

我が国水産業を活力ある産業として健全に発展させていくためには、行政機関はもとより、漁業者団体等も漁業生産や水産物の消費等の水産業を取り巻く様々な課題に的確に対応することが求められている。

本事業は、漁業者団体等が主体的に取り組むこれら課題に対して、国が総合的かつ計画的に支援を行うことにより、水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を図る。

## 第2 事業の分類、内容等

この事業の分類、事業内容、事業実施主体、採択基準、事業実施期間及び補助率については、別表に掲げるとおりとする。

## 第3 事業実施計画

### 1 事業実施計画の作成等

水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業実施主体は、当該年度の事業実施計画の作成等、実施等必要な手続きについては、水産庁長官が別に定めるものとする。

### 2 事業実施計画の変更

事業実施計画の重要な変更は、水産庁長官が別に定めるところにより、1に準じて行うものとする。

## 第4 事業造成資金等の造成

### 1 事業実施主体は、第2の別表に定める事業のうち、次の表（以下「表」という。）の左欄に掲げる事業について、その実施に充てるためにそれぞれの右欄に掲げる基金（以下「基金」という。）を造成するものとする。

漁場機能維持管理事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち 韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業	韓国・中国等外国漁船操業対策基金
沖縄漁業基金事業	沖縄漁業基金

2 基金は、国の補助金によって造成するものとする。

3 事業実施主体は、基金を適正に管理するため、基金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、事業年度ごとに基金に係る特別勘定を設けるものとする。

4 この基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。

5 事業実施主体は、基金の管理については、1から4までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規定に基づいて行うものとする。

## 第5 助成

1 国は、予算の範囲内において、第2に規定する事業に要する経費につき別に定めるところにより補助するものとする。

2 事業実施主体は、表の左欄に掲げるいずれかの事業が完了したときは、速やかに、当該完了した事業に対応する基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、当該基金に残額が生じたときには、事業実施主体は当該残額のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

3 事業実施主体は、表の左欄に掲げる事業を実施するに当たり、使用する見込みのない基金の残高が生じた場合には、当該残高のうち国庫補助金相当額を国庫に返還するものとする。

#### 第6 施設等の管理運営等

この事業により取得し、又は効用の増加した財産等については、事業の目的に従ってその管理運営等に努めるものとする。

#### 第7 収益納付

水産庁長官は、この要領に掲げる事業の実施に伴い、水産庁長官が別に定めるところにより、収益が生ずると認められる場合においては、当該収益の全部又は一部に相当する金額を、国に納付させるものとする。ただし、当該納付金は、当該事業に係る補助金額を限度とする。

#### 第8 補助金等の返納

水産庁長官が別に定める事業の事業実施主体であつて、水産庁長官が別に定める補助金返納事由が生じたときは、既に交付した補助金等の全部若しくは一部について、当該補助金を国に返納するものとする。

#### 第9 報告

事業実施主体は、水産庁長官が別に定める事業にあつては、事業の実施後の運営状況等を水産庁長官に報告するものとする。

#### 第10 指導及び助言

国は、この事業の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

#### 第11 その他

この事業の実施につき必要な事項は、この要領に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

#### 附 則（平成27年4月9日26水港第4028号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要領の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。
- 3 平成27年4月1日から交付決定を行うまでの間に着手した事業については、平成27年度予算に係る本要領に定める日本沿岸域鯨類調査事業、健全な内水面生態系復元等推進事業、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合事業又は新規漁業就業者総合支援事業の条件に合致するものであれば、補助の対象とすることができる。

別表（第2の関係）

事業分類	事業内容	事業実施主体	採択基準	事業実施期間	補助率
1～6（略）					
7. 加工・流	1.（略）				
	2. 国産水産物安定供給セーフティネット事業 （1）（略）				
	（2）水産加工業経営改善支援事業 ア 水産加工業者経営診断委員会運営事業 気候変動の影響を受ける水産加工業者が取り組む経営改善のための取組の審査等を行う水産加工業者経営診断委員会の運営等を行うものとする。 イ 経営改善保管運送費支援事業 アの委員会による承認を受けた水産加工業者の行う経営改善のために国産加工原料の調達方法を大幅に変更する場合に、保管料、入出庫料等の経費の一部助成を行うものとする。	水産庁長官が別に定める公募要領に基づき、事業に応募した者から選定された者とする。	平成27年度から平成31年度	定額  1／2以内	
3.（略）					
8（略）					